

草津市公報

発行日 令和 7 年 2 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 3 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市契約規則等の一部を改正する規則（契約検査課）	2
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（商工観光労政課）	6

◎ 告 示

草津市議会臨時会の招集について（総務課）	6
指定管理者の指定について（人権政策課）	6
指定管理者の指定について（人権政策課）	7
指定管理者の指定について（人権政策課）	7
指定管理者の指定について（人権政策課）	7
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	8
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	8
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	8
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	8
生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	9
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	9
生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	9
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	9
生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	10
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	10
公示送達について（税務課）	10
生活保護法第 4 9 条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	11
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	11
生活保護法第 5 0 条の 2 の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	11
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	11

指定管理者の指定について（交通政策課）	12
介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号の規定による事業廃止の届出について（介護保険課）	12
介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	12
草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	13
公示送達について（納税課）	14
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の規定に基づく指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定について（障害福祉課）	17

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	17
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	18
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	18
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	18
農用地利用集積計画について（農林水産課）	19

◎ 教育委員会告示

指定管理者の指定について（生涯学習課）	19
---------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	19
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	20
--------------------------------	----

規 則

草津市契約規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 号

草津市契約規則等の一部を改正する規則
(草津市契約規則の一部改正)

第 1 条 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 0 条 《現行どおり》 第 3 1 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>4 前項第 2 号に規定する保証事業会社の保証書の提供は、保証事業会社から保証書の記載内容を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が認めるものにより提供させることをもって代えることができる。</u> <u>5 契約担当者は、第 1 項に規定する契約保証金（第 3 項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下同じ。）を契約の締結までに納付させるものとする。</u> 第 3 2 条 第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前条第 3 項に規定する契約保証金の納付に代わる担保について準用する。この場合において、第 8 条第 3 項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証または保証事業会社の保証」と、「金融機関との間」とあるのは「金融機関または保証事業会社との間」と、 <u>「書面」とあるのは「保証書」と</u> 、同条第 4 項中「金融機関」とあるのは「金融機関、保証事業会社」とする。 第 3 3 条～第 4 6 条 《現行どおり》	第 1 条～第 3 0 条 《省略》 第 3 1 条 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 <u>4 契約担当者は、第 1 項に規定する契約保証金（前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下同じ。）を契約の締結までに納付させるものとする。</u> 第 3 2 条 第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前条第 3 項に規定する契約保証金の納付に代わる担保について準用する。この場合において、第 8 条第 3 項中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証または保証事業会社の保証」と、「金融機関との間」とあるのは「金融機関または保証事業会社との間」と、同条第 4 項中「金融機関」とあるのは「金融機関、保証事業会社」とする。 第 3 3 条～第 4 6 条 《省略》

(草津市会計規則の一部改正)

第 2 条 草津市会計規則（平成 6 年草津市規則第 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 9 条 《現行どおり》	第 1 条～第 3 9 条 《省略》

改正後	改正前
(公共工事における前金払) 第 4 0 条 《現行どおり》 <u>2</u> 前項に規定する保証事業会社の保証書の副本の提出は、保証事業会社から保証書の記載内容を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が認めるものにより提出させることをもって代えることができ、支出命令書に添付することは、市長が認めるものにより提出させたものを添付することをもって代えることができる。 第 4 1 条～第 9 9 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 0 号 《現行どおり》	(公共工事における前金払) 第 4 0 条 《省略》 《改正後に新設》 第 4 1 条～第 9 9 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 0 号 《省略》

(草津市建設工事執行規則の一部改正)

第 3 条 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 9 条 《現行どおり》 (前金払) 第 4 0 条 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 <u>7</u> 第 2 項および第 5 項に規定する保証事業会社の保証書の提出は、保証事業会社から保証書の記載内容を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が認めるものにより提出させることをもって代えることができる。 第 4 1 条～第 5 4 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 0 号 《現行どおり》 別記様式第 2 1 号（第 4 0 条第 2 項関係） (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 2 1 号の 1～別記様式第 2 1 号の 3 《現行どおり》 別記様式第 2 1 号の 4（第 4 0 条第 5 項関係） (別添 2－1 のとおり) 別記様式第 2 2 号～別記様式第 2 5 号 《現行どおり》	第 1 条～第 3 9 条 《省略》 (前金払) 第 4 0 条 《省略》 2～6 《省略》 《改正後に新設》 第 4 1 条～第 5 4 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 0 号 《省略》 別記様式第 2 1 号（第 4 0 条第 2 項関係） (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 2 1 号の 1～別記様式第 2 1 号の 3 《省略》 別記様式第 2 1 号の 4（第 4 0 条第 5 項関係） (別添 2－2 のとおり) 別記様式第 2 2 号～別記様式第 2 5 号 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中草津市建設工事執行規則別記様式第 2 1 号および別記様式第 2 1 号 4 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の草津市契約規則、第 2 条の規定による改正後の草津市会計規則および第 3 条の規定による改正後の草津市建設工事執行規則（別記様式第 2 1 号および別記様式第 2 1 号 4 の改正規定を除く。）は、施行日以後に新たに締結された契約について適用する。

別添 1－1
様式第21号(第40条第2項関係)

前 払 金 請 求 書									
<u>金</u> 円也				保 証 事 業 会 社 名					
ただし 契約番号				保 証 番 号					
工事名				保 証 期 限		年 月 日			
工事場所 草 津 市									
に対する前払金として工事請負代金額				円の		%以内の額			
上記のとおり契約条項に基づき保証事業会社の保証証書を添付のうえ請求します。									
年 月 日									
受 注 者 住 所 氏 名 印									
草津市長 宛									
振 込 先	銀 行 本 店 信用金庫 支 店		口座 番号	預金 種目		口座 名義			

*請求金額は10,000円未満切り捨てとする。

別添 1－2
様式第21号(第40条第2項関係)

前 払 金 請 求 書									
<u>¥</u> 円也				保 証 事 業 会 社 名					
ただし 契約番号				保 証 番 号					
工事名				保 証 期 限		年 月 日			
工事場所 草 津 市									
に対する前払金として工事請負代金額				円の		%以内の額			
上記のとおり契約条項に基づき保証事業会社の保証証書を添付のうえ請求します。									
年 月 日									
受 注 者 住 所 氏 名 印									
草津市長 宛									
振 込 先	銀 行 本 店 信用金庫 支 店		口座 番号	預金 種目		普通預金		口座 名義	

*請求金額は10,000円未満切り捨てとし、1万円単位とする。

別添2-1
様式第21号の4（第40条第5項関係）

中間前払金請求書

金円也

ただし
契約番号

工事名

工事場所草津市

年 月 日

草津市長宛

保証事業会社名

保証番号

保証期限年 月 日

工事

円の %以内の額

受注者住所氏名印

に対する中間前払金として工事請負代金額
上記のとおり契約条項に基づき保証事業会社の保証証書を添付のうえ請求します。

振込先

銀行本店信用金庫支店

口座番号

預金種目

口座名義

*請求金額は10,000円未満切り捨てとする。

別添2-2
様式第21号の4（第40条第5項関係）

中間前払金請求書

¥円也

ただし
契約番号

工事名

工事場所草津市

年 月 日

草津市長宛

保証事業会社名

保証番号

保証期限年 月 日

工事

円の %以内の額

受注者住所氏名印

に対する中間前払金として工事請負代金額
上記のとおり契約条項に基づき保証事業会社の保証証書を添付のうえ請求します。

振込先

銀行本店信用金庫支店

口座番号

預金種目普通預金

口座名義

*請求金額は10,000円未満切り捨てとし、1万円単位とする。

草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 号

草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

草津市まちなか交流施設設置条例施行規則（平成 2 1 年草津市規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (開館時間および休館日)	第 1 条 《省略》 (開館時間および休館日)
第 2 条 草津市まちなか交流施設（以下「交流施設」という。）の開館時間は、 <u>午前 9 時から午後 5 時まで</u> とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	第 2 条 草津市まちなか交流施設（以下「交流施設」という。）の開館時間は、 <u>午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで</u> とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
2 ～ 3 《現行どおり》	2 ～ 3 《省略》
第 3 条～第 1 0 条 《現行どおり》	第 3 条～第 1 0 条 《省略》
別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則による改正後の草津市まちなか交流施設施行規則の規定に基づく使用許可の申請およびこれに対する許可の手続きその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令和 7 年 1 月 2 9 日揭示済み)

告 示

草津市告示第 2 1 号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 期 日 令和 7 年 1 月 2 9 日
- 2 場 所 草津市議会議場
- 3 付議事件

令和 6 年度草津市一般会計補正予算（第 8 号）

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 2 号

指定管理者の指定について
草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に

関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---------------------|
| 1 | 公の施設 | 名 称 | 草津市立西一会館 |
| | | 所在地 | 草津市草津町1446番地1 |
| | | 名 称 | 草津市立西一教育集会所 |
| | | 所在地 | 草津市草津町1446番地1 |
| 2 | 指定管理者 | 名 称 | 特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ |
| | | 住 所 | 草津市西草津一丁目8番4号 |
| | | 代表者名 | 理事長 吉 田 耕 治 |
| 3 | 指定期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで | |

（令和7年1月21日揭示済み）

草津市告示第23号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---------------|
| 1 | 公の施設 | 名 称 | 草津市立橋岡会館 |
| | | 所在地 | 草津市橋岡町71番地 |
| | | 名 称 | 草津市立橋岡教育集会所 |
| | | 所在地 | 草津市橋岡町68番地 |
| 2 | 指定管理者 | 名 称 | 特定非営利活動法人 熱と光 |
| | | 住 所 | 草津市橋岡町165番地 |
| | | 代表者名 | 理事長 山 本 啓 一 |
| 3 | 指定期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで | |

（令和7年1月21日揭示済み）

草津市告示第24号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

- | | | | |
|---|-------|------------------------|-----------------|
| 1 | 公の施設 | 名 称 | 草津市立新田会館 |
| | | 所在地 | 本館 草津市木川町898番地3 |
| | | | 分館 草津市木川町900番地1 |
| | | 名 称 | 草津市立新田教育集会所 |
| | | 所在地 | 草津市木川町898番地15 |
| 2 | 指定管理者 | 名 称 | 特定非営利活動法人 心輪 |
| | | 住 所 | 草津市草津町1475番地2 |
| | | 代表者名 | 理事長 佐 山 繁 樹 |
| 3 | 指定期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで | |

（令和7年1月21日揭示済み）

草津市告示第25号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

- 1 公の施設
- 名 称 草津市立常盤東総合センター
- 所在地 草津市芦浦町 3 1 9 番地 1
- 名 称 草津市立芦浦教育集会所
- 所在地 草津市芦浦町 3 1 9 番地 2
- 2 指定管理者
- 名 称 特定非営利活動法人 ハート&ライト
- 住 所 草津市芦浦町 7 0 番地 7
- 代表者名 理事長 木 村 源 一
- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町 7 6 － 6	令和 6 年 1 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 7 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」とい

う。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町 7 6 － 6	令和 6 年 1 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
マティスメンタルクリニック	草津市大路 2 丁目 1 － 2 7	令和 6 年 1 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 2 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 9 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当

する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
マティスメンタルクリニック	草津市大路2丁目1-27	令和6年11月1日

(令和7年1月21日掲示済み)

草津市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町7-6	令和6年10月31日

(令和7年1月21日掲示済み)

草津市告示第31号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとさ

れる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町7-6	令和6年10月31日

(令和7年1月21日掲示済み)

草津市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年1月21日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
さいクリニック	草津市大路二丁目1番27号	令和6年10月31日

(令和7年1月21日掲示済み)

草津市告示第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示

する。
令和 7 年 1 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
さいクリニック	草津市大路二丁目 1 番 2 7 号	令和 6 年 1 0 月 3 1 日

(令和 7 年 1 月 2 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。
令和 7 年 1 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
村上整形外科	草津市東矢倉二丁目 1 3 番 1 号	令和 6 年 3 月 1 5 日

(令和 7 年 1 月 2 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 5 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 2 1 日
草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
村上整形外科	草津市東矢倉二丁目 1 3 番 1 号	令和 6 年 3 月 1 5 日

(令和 7 年 1 月 2 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 6 号

公示送達について
次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。
送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
令和 7 年 1 月 2 2 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
令和 6 年度市県民税税額変更（決定）通知書
3 件
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 7 年 1 月 2 9 日に送達があったものとみなす。